

岩手県告示第784号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じた。

平成21年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 みちのく土地
- (2) 代表者の氏名 安達 進
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市飯岡新田6地割79番地2
- (4) 免許証番号 岩手県知事(8)第1172号
- (5) 免許年月日 平成18年5月31日

2 処分をした年月日 平成21年10月7日

3 処分の内容 平成21年10月17日から同年11月3日までの間の業務の全部の停止